

## 農業共済制度の見直しに関する要望意見書

網走支庁管内大空町では、平成19年から3年連続の降雹により、甜菜、馬鈴薯、玉葱、小麦などの農作物に甚大な被害を受けています。

自然災害の影響を受けやすい農業は、農業共済制度があり、災害を被った場合には被害の状況等や掛け金に応じて補償を受けることとなりますが、現行の農業共済制度では十分な補償を受けられない面があり、多くの農業者から、今後も安心して営農を継続することができるような補償制度のより一層の充実が求められています。

よって、政府においては、このような農業者の状況等を踏まえ、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

### 記

#### 1 降雹等の特殊災害時の補償対応について

近年、農業者の経営面積は、農地集積等により増加し、農地も広域的に分散している状況です。加えて農産物価格が低迷している中では、作業効率を上げると共に、省力化により生産コストの低減に努めていますが、現行の農家単位引き受け方式では、一部の圃場が壊滅的な被害を受けた場合でも、被害を受けていない圃場と被害が相殺されてしまい、期待し得る収入と大きな差が出てしまうのが現状です。そのような中、特殊な災害の場合には、その程度によって十分な災害補償を受けられるような制度とすること。

#### 2 補償割合の引き上げについて

現行制度では、災害を受けても足切りと残存割合により支払い機会が喪失・減少するケースが多く、十分な補償を受けることができません。災害発生時の農家経営に及ぼす影響を最小限とするため、現行補償割合である雑豆7割、露地野菜8割を農作物共済と同様に、最高補償割合を雑豆8割、露地野菜9割とし、組合員が補償割合を選択できるような制度とすること。

#### 3 共済金仮払いの実施について

選別出荷が年度をまたぐ馬鈴薯、玉葱について、共済金の仮払い制度が導入されることにより、安心して翌年の営農ができることにつながる共済金仮払い制度とすること。

#### 4 一般麦と種子麦の分離について

用途の違う一般麦と種子麦の両方を栽培し、いずれか一方が災害により減収または品質低下による被害を受けた場合、引き受けは類毎に包括であるため、被害額は合算されてしまいます。結果として十分な補償を受けられないことがあるため一般麦と種子麦を分離する制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 9 月17日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫
- ・ 財務大臣 藤 井 裕 久
- ・ 農林水産大臣 赤 松 広 隆
- ・ 北海道知事 高 橋 はるみ